

公布された条例のあらまし

◆奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 市町村が処理する事務の追加
動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の所有状況の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を奈良市が処理することとした。
- 2 施行期日等
 - (1) 令和二年八月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◆県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 職員の定数
職員の定数について、次のとおり改めることとした。
県費負担教職員 七、二四二人 ↓ 七、二七三人
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◆職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当
支給の対象となる防疫作業に、家畜伝染病の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある家畜に対する防疫作業に準ずる防疫作業で人事委員会規則で定めるものを追加することとした。
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例
 - (1) 当分の間、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令に規定するものをいう。以下同じ。）の病原体を保有し、若しくは保有している疑いがある者が宿泊する施設内又はこれに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス

ス感染症から県民の生命及び健康を保護するための措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事する職員に対する特殊勤務手当の額は、本則の規定にかかわらず、従事した日一日につき三千円を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額とすることとした。

(2) (1)の職員が、新型コロナウイルス感染症の病原体を保有し、又は保有している疑いがある者の身体に触れて行う作業、長時間にわたりこれらの者に接して行う作業その他これらに準ずる作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは、(1)にかかわらず、(1)による額に、従事した日一日につき千円を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額を加算した額を支給することとした。

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税関係

(1) 令和三年度以後の各年度分の個人の県民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。以下同じ。）（当該ひとり親の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）を対象に加えることとした。

ア その者と生計を一にする一定の子を有すること。

イ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ウ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。

(2) 令和三年度以後の各年度分の個人の県民税について、所得割の納税義務者が、ひとり親である場合には、その者の前年の総所得金額等から三十万円を控除することとした。

(3) 令和三年度以後の各年度分の個人の道府県民税における寡婦（寡夫）控除について、以下の措置を講ずることとした。

ア 寡婦について、以下の措置を講ずることとした。

(ア) ひとり親に該当する者は寡婦に該当しないこととする事とした。

(イ) 寡婦の要件に、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないことを加えることとした。

(ウ) 扶養親族を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が五百万円以下であることを加えることとした。

イ 寡夫控除を廃止することとした。

(4) 個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から百万円（当該長期譲渡所得の金額が百万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除することとした。

(5) 個人の県民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が、一定の入場料金等払戻請求権の放棄を一定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（一定の金額を除く。）の合計額（二十万円を超える場合には、二十万円）の寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用することとした。

2 法人県民税関係

(1) 敷地分割組合について、収益事業課税とすることとした。

(2) 通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とすることとした。

3 法人事業税関係

通算法人の事業税の所得割の課税標準となる所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した額によるものとし、当該各事業年度の法人税割の課税標準である所得の計算（法人税における損益通算、欠損金の通算等を除く。）の例により算定するものとする事とした。

4 たばこ税関係

葉巻たばこの課税方式について、以下の措置を講ずることとした。

(1) 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの間において、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもって紙巻たばこの〇・七本に換算することとした。

- (2) 令和三年十月一日以後において、一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもって紙巻たばこの一本に換算することとした。

5 自動車税関係

令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和三年三月三十一日まで延長することとした。

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。
- ア 4 (1)及び(2)の一部 令和二年十月一日
- イ 1、6の一部及び(2)の一部 令和三年一月一日
- ウ 4 (2)及び(2)の一部 令和三年十月一日
- エ 2 (2)、3、6の一部、(2)の一部及び(3)の一部 令和四年四月一日
- オ 2 (1) 規則で定める日
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- (3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県道路の整備に関する条例の一部を改正する条例

1 自転車通行帯の設置基準

- (1) 次に掲げる県道には、自転車通行帯を設けるものとすることとした。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでないこととした。

ア 自動車及び自転車の交通量の多い第三種又は第四種の県道（自転車道を設ける県道を除く。）

イ 自転車の交通量の多い第三種若しくは第四種の県道又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の県道であって、安全かつ円滑な交通を確保するため必要があるもの（ア及び自転車道を設ける県道を除く。）

(2) 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とすることとした。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができるとこととした。

(3) 自転車通行帯の幅員は、当該県道の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする」とこととした。

2 自転車道の設置基準に係る要件の追加

自転車道を設ける県道の要件に、設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であることを追加することとした。

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◆奈良県文化財防火対策推進条例

1 目的

この条例は、文化財の防火対策の推進に関し、基本理念を定め、県並びに文化財の所有者及び管理団体（以下「文化財所有者」という。）の責務並びに県民等の役割を明らかにするとともに、文化財の防火対策を推進するための施策の基本となる事項を定めることにより、文化財の防火対策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化財を次世代へ確実に継承することを目的とすることとした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 文化財 文化財保護法（以下「法」という。）に規定する有形文化財をいう。

イ 管理団体 法の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人及び奈良県文化財保護条例の規定による指定を受けた市町村その他適当な団体をいう。

ウ 防火設備 消防法に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいう。

エ 県民等 県民、自主防災組織（災害対策基本法に規定する自主防災組織をいう。）、「地縁による団体（地方自治法に規定する地縁による団体をいう。）その他の民間団体及び県内に滞在する者をいう。

3 基本理念

(1) 文化財の防火対策は、文化財が県民にとってかけがえのない財産であること及び滅失し、又は毀損した場合に歴史的価値が失われ、原状回復が困難であることに鑑み、国、県、市町村、文化財所有者及び県民等の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、総合的かつ計画的に推進されなければならないこととした。

(2) 文化財の防火対策は、地域社会を構成する多様な主体の自発的な参加及び協力を促進するよう、推進されなければならないこととした。

4 県の責務

(1) 県は、3の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化財の防火対策の推進に必要な施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

(2) 県は、(1)による施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、文化財所有者及び県民等と連携を図るものとした。

5 文化財所有者の責務

(1) 文化財所有者は、次に掲げる防火設備の整備に加え、日常的な火気の出火防止対策の徹底、防災計画等の策定、防火設備の点検、各種訓練の実施、放火を防止するための措置その他の総合的な防火対策を講じなければならないこととした。

ア 消火器又は簡易消火用具

イ 自動火災報知設備

(2) 文化財所有者は、必要に応じ、(1)に掲げる防火設備以外の防火設備を整備するものとした。

(3) 文化財所有者は、基本理念にのっとり、文化財を公共のために保存し、及び適切に管理するとともに、県が実施する文化財の防火対策の推進に必要な施策に協力するものとした。

6 県民等の役割

県民等は、基本理念にのっとり、県が実施する文化財の防火対策の推進に協力するとともに、文化財の本質的な価値についての理解を深めるよう努めるものとする」とした。

7 市町村の取組への支援

(1) 県は、文化財の防火対策の推進に市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が実施する文化財の防火対策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする」とした。

(2) 県は、市町村が文化財所有者による消火訓練、避難訓練等の実施その他の防火対策を効果的に支援することができるよう、必要な支援を行うものとする」とした。

8 基本計画

(1) 県は、文化財の防火対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化財の防火対策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする」とした。

(2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする」とした。

ア 文化財の防火対策に関する施策についての基本的な方針

イ 文化財の防火対策に関し、県が計画的に講ずべき施策

(3) 県は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない」とした。

(4) 県は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない」とした。

(5) (3)及び(4)は、基本計画の変更について準用することとした。

9 推進体制の整備

県は、市町村、文化財所有者及び県民等と連携し、相互に協力して文化財の防火対策を推進する体制を整備するものとする」とした。

10 防火対策の啓発

県は、市町村、文化財所有者及び県民等が文化財の防火対策の重要性に対する理解を深めるための教育活動、広報活動その他の必要な施策を講ずるものとする」とした。

11 文化財所有者の取組に対する支援

県は、文化財所有者による文化財の防火対策に資する取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。とした。

12 県民等の取組に対する支援

県は、県民等による文化財の防火対策に資する取組を促進するため、当該取組を行う県民等への情報の提供及び技術的助言その他の必要な施策を講ずるものとする。とした。

13 調査研究の推進及び情報の収集等

県は、文化財の防火対策に関する調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理及び活用を行うものとする。とした。

14 奈良県文化財防火週間

(1) 県民の間に広く文化財の防火対策に対する関心及び理解を深めるため、奈良県文化財防火週間を設けることとした。

(2) 奈良県文化財防火週間は、一月二十六日を含む七日間とすることとした。

15 財政上の措置

県は、基本理念に基づき文化財の防火対策に関する施策を推進するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。とした。

16 施行期日

令和二年十月一日から施行することとした。

◇地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例

1 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る条例で定める額
県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令に規定する基準報酬年額に、次に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額とすることとした。

ア 理事長又は副理事長 六

イ 理事 四

ウ 監事又は会計監査人 二

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

1 趣旨

この条例は、地方自治法（以下「法」という。）の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとした。

2 損害賠償責任の一部免責

県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれに定める額を控除して得た額について免れさせるものとした。

ア 地方警務官（警察法に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（以下「令」という。）に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

(ア) 知事 六

(イ) 副知事、教育委員会 of 教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 四

(ウ) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員又は内水面漁場管理委員会の委員 二

(エ) 職員（地方警務官並びに(イ)及び(ウ)に掲げる職員を除く。） 一

イ 地方警務官 令に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

(ア) 警察本部長 二

(イ) 警察本部長以外の地方警務官 一

3 施行期日等

公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用することとした。